

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和3年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2094.92	2260.70	2129.40	2122.58	2091.68	2053.68	2087.42					
残滓搬出量	180	361	290	170	310	200	280					

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	—	—	—	—	—	—	—					
焼却室中の焼却ガス温度 °C	測定位置	—	—	—	—	—	—					
	再燃室	—	—	—	—	—	—					
集じん器に流入する焼却ガス温度 °C	測定位置	—	—	—	—	—	—					
	BF入口	—	—	—	—	—	—					
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置	—	—	—	—	—	—					
	煙突入口	—	—	—	—	—	—					
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	—	—	—	—	—	—	—					

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	17	31	30	13	31	16	29					
焼却室中の焼却ガス温度 °C	測定位置	905	909	905	902	901	906	902				
	再燃室	905	909	905	902	901	906	902				
集じん器に流入する焼却ガス温度 °C	測定位置	174	174	174	176	178	178	172				
	BF入口	174	174	174	176	178	178	172				
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置	2	3	2	3	2	2	2				
	煙突入口	2	3	2	3	2	2	2				
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置				

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800°C以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉		2号炉			測定実施回数
試料採取位置			煙突出口		煙突出口			ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 3回/年
試料採取月日					4月2日	5月12日	8月20日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日					4月28日	6月2日	9月10日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日					—	6月16日	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令
ばいじん	0.15	g/m ³			0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m ³ /h			0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm			8 未満	8 未満	9 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm			39	40	36	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m ³			0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m ³			0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m ³			0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N			—	0.000043	—	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。